

子ども・子育て支援

子どもは財産・箱根で子育て・みんなで子育て

照会先 子育て支援課 ☎85-9595

出産や子育てのための経済的な支援をはじめ、不安や悩みごとの相談窓口などを紹介します。保育園の完全無償化など県内でもトップクラスの手厚い支援で、子育て世帯をサポートします。

給食費 無償化

はこねランチ「スクールはこね丼」



はこねランチ(小中一貫教育) 共通献立とは... 小中一貫教育の一つとして 毎月町内の小中学校で 共通の献立を 実施しています!!

令和3年4月から、町内在住の児童・生徒の町立小中学校の給食費を「一律無償化」しました!

スクールはこね丼は、町のシンボルでもある芦ノ湖で獲れたわかさぎをかき揚げにし、ご飯にのせたどんぶりです。魚が苦手でもとても食べやすい、児童・生徒・職員みんな毎年楽しみにしている献立です!

照会先 教育委員会学校教育課 ☎85-7600

相談支援

「箱根町子育て世代包括支援センター」

妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援と幅広いニーズに対応するため、保健・医療・福祉・教育等の相談を受けるワンストップサービスの窓口です。

ご夫婦がお子さんを望んだ時から、子育て期まで、からだや心のこと、育児・生活、お子さん自身のことまで、保健師、助産師、保育士、管理栄養士ほか、様々な専門職が、お子さんの健やかな成長と生活をサポートしていきます。

児童相談一気付いてくださいSOS! (はこねっこ相談窓口)

自分自身のことは自分で相談したいという18歳までの方。幅広いご相談に対して一緒に考えます。

また、近隣や職場などで、「もしや」と虐待の疑いを持ったり、虐待の事実を発見したりしたときは、迷わず子育て支援課に相談・通告してください。(電話匿名可。秘密厳守)

妊娠相談一はじめての妊娠で不安な方等

はじめての妊娠への不安や、望まない妊娠など、妊娠に関するあらゆる心配について、専門職が電話や面談等で相談を受付けています。(電話匿名可。秘密厳守)

子育て相談

子育てについての悩みや不安がある方からの相談を受け付けます。

場所 町立幼児学園・保育園・幼稚園、子育て支援課

対象 0歳～就学前の児童の保護者など ※希望する方は、電話などで事前に連絡してください。

相談先 子育て支援課 ☎85-9595
✉ kosodate@town.hakone.kanagawa.jp



ご存じですか?



地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれる方々がいるのをご存じですか? 地域の身近な相談相手として、必要な支援を行うのが「民生委員・児童委員」の存在です。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしている「民生委員・児童委員」についてぜひ知っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。

民生委員とは?

地域の推薦を経て厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。自治会の区域などを担当区域として、常に地域住民の立場に立って、相談や支援を行い社会福祉の増進に努めています。民生委員は、児童や子育ての相談・支援等に対応する「児童委員」も兼ねています。一部の児童委員は児童に関することから専門的に担当する【主任児童委員】の指名を受けています。

どんな活動をしているの?

- ・地域のひとり暮らし高齢者等の見守り
- ・介護・福祉サービス等の案内
- ・学校行事や会議、自治会の避難訓練などにも参加、地域の方との交流を兼ねたお手伝い
- ・子育てに不安なお母さんの相談役 など
- 困ったことや心配ごと、支援を必要とする町民の方と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

こんなことで相談したいことはありませんか?

ひとり暮らし 不安だなあ...



子育て辛い...



福祉サービスって どんなのがあるの?



生活が 苦しいわ...



介護 大変...

お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、福祉課まで問い合わせてください。町のホームページで「民生委員児童委員」で検索いただいてもお調べいただけます。

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、子育て中の家庭、生活に困っている家庭など、福祉的な支援が必要なとき、どなたでも相談できる身近な支援者です。民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、相談内容や秘密が他に漏れることはありません。暮らしの中の困りごとなど、お気軽に相談してください。

照会先 福祉課 ☎85-7790

請求・照会先 福祉課 ☎8517790

- 戦没者等のご遺族の皆さまへ
第11回特別弔慰金の
請求を受け付けています
- 1 弔慰金の受給権者
 - 2 戦没者などの子
 - 3 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹 ※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
 - 4 前記1〜3以外の三親等内の親族(甥、姪など) ※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- 支給内容 5年償還の記名国債で、額面25万円
請求期間 令和5年3月31日(金)まで
注意事項
・請求期間を過ぎると受給できなくなります。
・請求書類は、福祉課に置いてあります。
・請求には戸籍謄本なども必要になります
・請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるなどの状況により、提出書類が異なります。詳細は、問い合わせてください。